

第 89 号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 27 日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成 21 年品川区条例第 30 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「常時勤務の者」の次に「および同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する
短時間勤務の職を占める者」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員の旅費を定める必要がある。